

令和6年能登半島地震で人的・住家被害を受けられた方へ 義援金 第四次配分のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。

※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象及び配分金額

令和6年能登半島地震により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

建物被害認定調査(再調査)の結果、被害区分が変更になった場合は、再度申請をお願いします。変更後の差額を配分いたします。今回初めて申請される方は、これまでの合計額が配分されます。

被害区分		対象	申請できる方	配分金額
人的被害	死者・行方不明者	今回の震災により、死亡された方のご遺族	災害弔慰金受給者	一次～三次 <u>180万円/人</u>
	精神または身体に著しい障害を受けた方	今回の震災により、精神または身体に著しい障害を受けた方	災害障害見舞金受給者	四次 <u>90万円/人</u>
	重傷者	今回の震災により、1か月以上の治療を要する負傷を負った方 ※被災後の後片付け作業中に骨折したなどの2次被害は対象外	負傷した本人	一次～三次 <u>10万円/人</u>
住家被害	全壊	罹災証明書で「全壊」と認定された世帯 ※被災者生活再建支援制度において「解体世帯」および「長期避難世帯」と認められた場合を含む	住居に居住していた世帯主	一次～三次 <u>180万円/世帯</u>
	大規模半壊	罹災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯		一次～三次 <u>135万円/世帯</u>
	中規模半壊	罹災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯		一次～三次 <u>90万円/世帯</u>
	半壊	罹災証明書で「半壊」と認定された世帯		一次～三次 <u>45万円/世帯</u>
	準半壊	罹災証明書で「準半壊」と認定された世帯		一次～三次 <u>35万円/世帯</u>
	一部損壊	罹災証明書で「一部損壊」と認定された世帯		一次～三次 <u>10万円/世帯</u>

※人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

※上記のほか、被災者応援給付金(3万円/人)および能登町災害義援金(3万円/人)の給付については、「6市町全住民一律5万円」の申請口座に振り込んでいます。「6市町全住民一律5万円」の申請がお済みの方は、新たな申請は不要です。

<裏面に続く>

2. 申請時に必要な書類

(1)令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書

(2)添付書類

①死亡した方のご遺族

- 死亡診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。
- 死亡した方のご遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)
- 死亡した方が住民登録をしていなかった場合は、居住していた事実を証明する書類(水道・電気等の料金明細等)

②重傷を負った方

- 医師の診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。

③住家に被害を受けた方

- 罹災証明書の写し
- 被害を受けた住家に住民登録がない場合は、居住していたことを証明する書類(世帯主名義の水道・電気等の料金明細等)
- 「みなし全壊」で申請する場合は、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

④通帳の写し または キャッシュカードの写し

- ・振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されているページをコピーしてください。
- ・申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入し、提出してください。

※災害弔慰金・災害障害見舞金の対象となった場合、被災者生活再建支援金の申請を行った場合は、義援金の申請を行う必要はありません。(義援金が不要な場合は、その旨お申し出ください。)

3. 申請方法

(1)オンライン「申請用 QR コード」から申請してください。

※オンライン申請は、「住家被害」かつ「世帯主本人の申請、口座名義の場合」に限ります。

(2)窓口 場所:能登町役場 3階 総務課

時間:平日 午前8時30分～午後5時15分

(3)郵送 上記2(申請時に必要な書類)をお送りください。

あて先:〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町役場 総務課 危機管理室 あて



申請用 QR コード

4. 注意事項

- ・すでに義援金の申請をした場合は、同じ口座に振り込みます。(再度の申請は不要です。)
- ・義援金が支給される前に世帯の全員が亡くなられた場合、義援金は支給されません。

5. 問い合わせ先

(1)配分対象及び配分金額に関すること

義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室)

電話:076-225-1412

(2)配分、申請手続きに関すること

能登町役場 総務課 危機管理室

電話:0768-62-8533